羽島都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更理由書

都市計画法第６条に基づき平成２９年度～令和元年度に実施した都市計画に関する基礎調査や令和３年に実施された経済センサスの調査結果等を踏まえ、令和２年度の見直し以降における都市の発展の動向、人口等の現状及び令和１２年を目標年次とした将来の見通し等を勘案したところ、区域区分の方針における市街化区域と市街化調整区域に配分されるべき概ねの人口及び産業の規模に変化があったため、本案のとおり変更するものである。